ほっとメール

地域のすみずみまで、医療生協の**わ**をひろげよう

神奈川みなみ医療生協
2023 年 7 月 5 日
組織部
第 536 号

末期がん患者の早期認定と福祉用具貸与例外給付の簡素化求めて

神奈川みなみ医療生活協同組合は、6 月 27 日に「末期がん患者の早期認定と福祉用具貸与例外給付の手続き簡素化を求める要請」を三浦市に行いました。

懇談では、ケアマネから 92 歳の末期がん患者に区分変更をかけたが、要支援 2 が出たため、在宅での生活支援が思うようにできなかった事例を紹介。

要介護 2 である 92 歳の夫がそもそも認知症で骨折した経過から食事の準備ができないと週 2 回のヘルパーを利用していましたが、介護予防の指定を受けていない事業所のため、妻のヘルパー利用が自費となるために「これ以上の負担はできない」と自身のサービス利用を中止し、妻の介護にあたったという事例。途中に再度区分変更をかけたが要介護 3 の認定通知が遅かったためにサービス利用に間に合わなかった事例でした。

末期がん患者は、病状の進行が早く、自力でできる範囲が限られ、介護保険サービスを必要とします。しかし、要介護認定の申請から決定までに 1 ケ月程度を要するため、介護負担は増しています。

また、末期がん患者が、急速の状態悪化で、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り、方向等が困難となることが確実に見込まれる場合には、福祉用具貸与の例外給付が認められています。しかし、申請には医学的所見の他、サービス担当者会議の開催、添付書類の提出などが必要なため、急を要する場合には介護サービスの利用が間に合わない場合があります。　そこで、以下の要請を行いました。

1．在宅療養を希望する末期がん患者で介護保険サービスの利用を必要とする場合には、要介護認定を早期に実施すること。
2．末期がん患者が、福祉用具貸与の例外給付を急いで利用したい場合には、添付書類も含め申請手続きの簡素化を行うこと。

懇談では、末期がんの要介護認定における留意事項について、平成 22 年 4 月に事務連絡通知を自治体の介護保険主観課宛に出しており、暫定ケアプランの作成をはじめ、要介護認定の迅速な実施や区分変更の速やかな実施について周知していることを三浦市と確認しました。そのうえで認定が遅くなる事情について意見交換、やはり「主治医意見書の遅れ」が最大のネックになっていることを共有しました。同時に他都市(浜松市)が行っているように主治医に対して、「主治医意見書作成時の留意点」を三浦市でも作成し示すことを提案しました。

三浦市の高齢介護課長は、「医師のプライドを傷つけないか」と心配しましたが、「そんなことはないです。書き方のポイントがわかれば喜ばれるし、意見書の提出が早くなりますよ。他都市のものを送付するので参考にしてください」と対応。福祉用具貸与の例外給与の件数は、昨年度 3 件。全体の約 1 割に該当します。担当課長は申請手続きの簡素化については直接的な回答は避けましたが、「該当する事例が出た場合には、事前に相談いただければ申請がスムーズにできる」と回答しました。

＊各事業所の取り組みをお寄せください。ニュースで紹介させていただきます。　h-sosiki@k-minami.or.jp